

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
10月31日
(火曜日)

目次

○告示

- 一 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課).....
- 一 鳥獣保護区の指定に関する告示の一部改正(三件)(自然保護課).....
- 二 特別保護地区の指定に関する告示の一部改正(三件)(自然保護課).....
- 三 休猟区の指定(自然保護課).....
- 三 銃猟禁止区域の指定に関する告示の一部改正(二件)(自然保護課).....



山口県告示第三百十二号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和五年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
- 二 特定有害物質の種類

一 光市大字島田字八幡三四三四の一部

二 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、ニークロロ
四・六ービス(エチルアミノ)ー一・三・五ートリアジン、シアン化合物、N・Nー
ジエチルチオカルバミン酸Sー四ークロロペンジル、四塩化炭素、一・二ージクロロ

エタン、一・一ージクロロエチレン、一・二ージクロロエチレン、一・三ージクロロ
プロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラク
ロロエチレン、テトラメチルチウラムジスルフィド、一・一・一ートリクロロエタ
ン、一・一・二ートリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素
及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物、ポリ塩
化ビフェニル並びに有機りん化合物

山口県告示第三百十三号

鳥獣保護区の指定に関する告示(昭和四十八年山口県告示第八百二十五号)の一部を次のように改正する。

令和五年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

弥栄鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

弥栄鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県国農林事務所」を「山口県国農林水産事務所」に改める。

平原鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

平原鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県国農林事務所」を「山口県国農林水産事務所」に改める。

中倉鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

中倉鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県国農林事務所」を「山口県国農林水産事務所」に改める。

禪定寺鳥獣保護区の二 区域に関する部分中「小郡金堀町」の下に「、小郡新町二丁

目」を加える。

禪定寺鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

禪定寺鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に改める。

竜王山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

竜王山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県美祿農林事務所」を「山口県美祿農林水産事務所」に改める。

松岳山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

松岳山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県美祿農林事務所」を「山口県美祿農林水産事務所」に改める。

東行庵鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

山口県告示第三百十四号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和五十八年山口県告示第九百六十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

夏木原鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

夏木原鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県萩農林事務所」を「山口県萩農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百十五号

鳥獣保護区の指定に関する告示（平成十五年山口県告示第五百三十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

小野鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

小野鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県美祿農林事務所」を「山口県美祿農林水産事務所」に改める。

見鳥鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

見鳥鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県萩農林事務所」を「山口県萩農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百十六号

特別保護地区の指定に関する告示（昭和四十八年山口県告示第八百二十六号）の一部を次のように改正する。

令和五年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

松岳山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

東行庵鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

山口県告示第三百十七号

特別保護地区の指定に関する告示（昭和五十二年山口県告示第九百五十八号）の一部を次のように改正する。

令和五年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

平原鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

平原鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分中「山口県岩国農林事務所」を「山口県岩国農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百十八号

特別保護地区の指定に関する告示（平成十五年山口県告示第五百四十二号）の一部を次のように改正する。

令和五年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分中「山口県美祿農林事務所」を「山口県美祿農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和五年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 名称 引谷休猟区

二 区域 山口市徳地野谷、徳地船路及び徳地引谷の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二、三八〇ヘクタール）

三 存続期間 令和五年十一月一日から令和八年十月三十一日まで
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 小野山休猟区

二 区域 萩市大字明木及び大字佐々並の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、〇六七ヘクタール）

三 存続期間 令和五年十一月一日から令和八年十月三十一日まで
（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百二十号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（昭和四十八年山口県告示第八百二十八号）の一部を次のように改正する。

令和五年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

光湾特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分中「島田二丁目」の下に「、中央一丁目」を、「中央二丁目」の下に「、中央三丁目」を加える。

光湾特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

光湾特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中「山口県周南農林事務所」を「山口県周南農林水産事務所」に改める。

三丘特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。
三丘特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中「山口県周南農林事務所」を「山口県周南農林水産事務所」に改める。

姫山特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分中「山口市大内御堀」を「山口市大内姫山台、大内御堀」に改める。

姫山特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

姫山特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に改める。

山口県告示第三百二十一号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示（平成五年山口県告示第八百三十六号）の一部を次のように改正する。

令和五年十月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

呼坂特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

呼坂特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中「山口県周南農林事務所」を「山口県周南農林水産事務所」に改める。

埴生特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十五年十月三十一日」を「令和十五年十月三十一日」に改める。

埴生特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中「山口県美祢農林事務所」を「山口県美祢農林水産事務所」に改める。